一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十一年四月二十四日農林省告示第四百七十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年四月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十一年三月十六日農林省告示第二百四十一号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年四月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年六月十六日農林水産省告示第九百一号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年一月二十七日農林水産省告示第九十一号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年六月一日農林水産省告示第千二百八十四号（一及び二に係るものに限る。）、平成八年十一月十九日農林水産省告示第千八百十七号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年四月四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林に指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和四十九年七月二十日農林省告示第六百七十七号（三に係るものに限る。）、昭和五十三年三月十六日農林省告示第二百六十八号、昭和六十三年六月二十三日農林水産省告示第八百八十一号、平成八年四月八日農林水産省告示第四百五十二号（一に係るものに限る。）、平成八年七月二十三日農林水産省告示第千百四十九号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年四月四日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太刀洗川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
神奈川県南足柄市塚原
字梅ノ木　五一一五番　一号から四号まで
字大杉平　五一三六番三　五号及び九号
五一三六番二　六号から八号まで

○国土交通省告示第三百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年四月四日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
門谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱五号と六号については、和歌山県田辺市栗栖川字籾生の字界に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を富田川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県田辺市中辺路町真砂
字門谷　三一八番　一号
三一六番　二号
三一六番一　三号及び四号
和歌山県中辺路町栗栖川
字籾生　一二四九番　五号
一二四三番四　六号
字鷹巣　一二一五番一一地先道路敷　七号及び八号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桧杖谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県新宮市南檜杖
字柿谷　六一八番　一号
六二〇番一　二号
六二〇番　三号及び四号
六二一番一　五号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丸岡谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県新宮市南檜杖
字蝶ケ谷　五三四番二　一号から三号まで
五三六番　四号及び五号
五三七番　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千三百七十号で指定した同号十五号に掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県新宮市木ノ川
字兒子ケ原　八六九番　一号から四号まで
八七二番三　五号及び六号
八七〇番五　七号から九号まで
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
赤畠谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第千七百二号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町口色川
字岸ノ下タ　二六六一番一　一号
字木地山　三七七六番　二号及び三号
三七六九番　四号
字北中尾　二六七六番一　五号

○国土交通省告示第三百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年四月四日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高源寺谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市青垣町桧倉
字カリガ谷　一〇一一番及び一〇一二番
一〇一三番一及び一〇一三番二
一〇一三番四から一〇一三番一〇まで